

公正取引委員会の排除措置命令に基づくお知らせ

当社は、当社の育児用品の販売に関し、遅くとも平成28年5月頃以降行っていた、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に、当社が定める「提案売価」等と称する価格で販売するようにさせていた行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するとして、令和元年7月1日、公正取引委員会から排除措置命令を受けました。

当社は、この排除措置命令に従い、次の事項をお知らせします。

当社は、令和元年7月2日に、当社の業務執行の決定機関において以下のとおり確認しました。

- 1 当社の育児用品の販売に関し、遅くとも平成28年5月頃以降行っていた、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に、当社が定める「提案売価」等と称する価格で販売するようにさせる行為を行っていないこと。
- 2 今後、当社の育児用品の販売に関し、前記1の行為と同様の行為を行わないこと。

令和元年 8月 30日

(会社名) アプリカ・チルドレンズプロダクツ合同会社
(所在地) 大阪府中央区島之内一丁目13番13号
(代表社員) エヌダブリュエル・ネザーランズ・ホールディング・II・ビーヴィー
(職務執行者) 前田 英広